

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：プライスウォーターハウスクーパース大連事務所

「新企業所得税法と税制に関する重要改正」 セミナー要旨・質疑応答集

開催場所：長春（2007年5月18日）、瀋陽（2007年5月19日）大連（2007年6月8日）

<セミナー要旨>

・新企業所得税法について

1．新所得税法の背景

2007年3月16日の全国人民代表大会で、新企業所得税法が採択されました。2008年1月1日から施行されます。企業所得税法に関しては、外資企業に適用される「外商投資企業および外国企業所得税法（1991年採択）」と内資企業に適用される「企業所得税暫行条例（1993年公布）」の2種類の税法が並存しています。外資と内資に異なる法律が適用されていることから、優遇税制や損金参入基準が異なり、内資と外資の間で大きな税負担の不均衡が生じています。この度の税制改正の基本は、2つの税法を統合し、内資と外資に統一の企業所得税法を適用することにあります。WTO加盟後、税負担の不均衡是正の必要性がさらに高まるとともに、高度経済成長の段階にある中国において、時期的に税制改正の影響に耐えうる財政状態にあると政府が判断した、ということでしょう。

2．概要

1）納税者の居住性

二重の認定基準が導入され、非居住者企業（外国企業）の実質的管理機能が中国国内にあると認定された場合には、居住者企業（現地法人）と同じ取扱いを受けます。

2）税率

標準税率は25%、小規模低利益企業は20%、国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業は15%の軽減税率が適用されます。なお、地方税への言及はありません。源泉所得税率は20%です。

3）優遇税制

地域的優遇から産業・プロジェクト優遇への転換がはかられています。現行の外資に対する低減税率や2免3減制度といった優遇が廃止され、代わって、ハイテク企業、国家重点産業・プロジェクト、環境保護、省エネルギーに係る所得が優遇の対象とされています。

4）経過措置

新税法の公布前に設立を認可された企業には、5年間の経過措置が適用されます。つまり、新法公布前に設立を認可され、現在軽減税率の優遇措置の適用を受けている外商投資企業については、段階的に新税率に移行することになります。2免3減の場合では、まだ課税所得

が発生していなくても、2008年12月期には適用が開始したものとして計算されます。

3. 租税回避への対応

タックスヘイブン税制、過少資本税制、移転価格税制に関しての、租税回避対策が講じられています。

4. 新税法への対応戦略

最後のチャンスを逃さないように、新所得税法施行前（2007年12月末まで）に既存の優遇税制適用を確保することが必要です。外商投資企業からの配当を、出資者が配当金を受取らないで、配当を行った企業の増資や別の企業の新規投資に使用すると、原則として、配当を行った企業の実際に納税した企業所得税の額の40%を出資者に還付するという制度があります。新企業所得税法では、この制度はなくなる見込ですので、施行前に実施を検討することは、有意義と言えます。また、既存の現地法人が新税法の優遇政策を適用できるかどうか、確認する必要があります。新税法の優遇を適用させるために、各現地法人において、製品と生産方法にハイテクの要素の増加、或いは環境保護、エネルギーや資源の節約、生産現場の安全を図る資産の購入等により、投資税額控除の優遇措置が適用できる可能性があります。また、投資及び費用回収スキームの策定戦略、研究開発費特別控除要件の確保、ハイテク技術認定の確保など、タックスプランニングの策定が必要と言えるでしょう。

. 税制等に関する重要改正

税制を中心に、2006年以降、最近までの重要改正について解説しました。

1. 移転価格調査分析の強化について

1) 国家税務総局による移転価格調査分析の強化に関する通知（国税函[2007]363号、2007年3月27日）

国家税務総局から各地の税務局に対するものです。機能リスク分析の強化と関連企業間取引の財務分析の強化が示されています。

2) 単純な生産機能を負う外商投資企業及び外国企業の納税状況の調査に関する通知（国税函[2007]236号、2007年2月28日）

国家税務総局から各地の税務局に対するものです。国外の親会社の全体的な経営計画に基づく注文書に従って製品の加工製造に従事している外商投資企業は、単純な生産機能のみを負っており、企業の経営政策の決定、製品の研究開発及び販売等の機能はすべて国外の親会社あるいはその他の関連企業により執行されている。このような企業は、政策決定、市場開発、マーケティングなどの機能は負わないため、(1)グループの政策上の失策、稼働率不足、在庫の滞留などの原因によるリスク及び損失は負担すべきでない、(2)単純な生産機能を負う企業は、通常一定の利益水準を保つべきであり、原則として欠損は発生しないはずである、という国家税務総局としての考え方を各地の税務局に示しています。

2. 企業経営に関する一連の法整備と改正について

1) 新会社法 (2006年1月1日より施行)

有限責任会社の最低登録資本金は3万人民元です。初回出資時は、登録資本の20%を下回ってはならず、残りの金額は会社成立日から2年以内に払込を完了しなくてはなりません。一人有限責任会社の最低登録資本金は10万人民元で、出資額を一括して払い込まなくてはなりません。現物出資については、時価評価が必要であり、現金出資額は登録資本金の30%を下回ってはなりません。

2) 現地法人連絡事務所の審査認可登記管理 (工商外企字 81号、102号)

登記はできませんが、存在を禁止してはいません。登記しないで存続した場合、企業コードの取得ができず、職員を雇用する際に FESCO のようなサービス会社を利用する必要があります。また、銀行口座開設やリース契約も本社が行う必要があります。

3) 投資性公司に関する補充規定 (商務部令 [2006] 3号、2006年7月1日施行)

従来は、営業許可証取得後2年以内に資本金の全額払込が必要であったのが、最初の2年以内に30百万米ドルを払い込むことを条件に、5年以内に払込を完了すればよいことになりました。また、投資性公司の経営範囲は拡張されて、投資性公司が再投資を行い中国に子会社を設立する際の手続も簡素化されました。

4) 外国投資者の国内企業合併買収に関する規定 ([2006]10号令、2006年9月8日施行)

合併買収の規制を整備し、外国投資者による中国国内企業への投資と中国国内企業の海外投資を奨励することを目的とするものです。

5) 企業破産法 (主席令 54号、2007年6月1日施行)

破産原因の整備が行われるとともに、破産管財人制度の導入、破産更生制度の導入がはかられました。また、従来は、労働債権が優先していたところ、担保権が設定された債権は労働債権に優先することになりました。

3. 輸出増値税還付率の調整と加工貿易禁止品目増補等について (財税[2006]139号、2006年9月15日施行)

輸出増値税の還付率の一部調整と同時に、加工貿易禁止類商品目録の増補がはかられました。

4. 優遇税制について

1) 企業の技術創造に対する優遇税制 (財税 [2006] 88号、2006年1月1日施行)

該当する企業は、実際に発生した技術開発費を損金処理し、さらにその50%を課税所得から控除できます。5年間の繰越控除が認められています。

2) 外国投資家の利子と賃貸収入に対する営業税免税規定の廃止 (国税発 [2006] 62号)

中国国内に拠点を有さない外国企業が受取る利息収入・有形資産の賃貸収入に営業税を課税しないという取扱いが廃止されました。

5．外国為替管理に関する通達について

非貿易項目の海外送金の必要書類の簡素化と認可権限の変更が行われました。

6．個人所得税徴収管理強化について

年間所得が12万元以上の納税者は年度所得を申告することが義務付けられました。

7．不動産投資に対する規制の厳格化について（建住房〔2006〕171号、2006年7月11日公布）

非自家用不動産の購入のためには、外商投資企業の設立が必要となりました。自家用不動産を購入できるのは、中国国内に外国企業が設立した外国企業の支社または駐在員事務所、および、中国での就労、就学が1年超の個人となりました。

8．新会計基準等について

1）新会社法施行の会計上の影響

従業員奨励福利基金の計上は任意となりました。

2）連結財務諸表作成における在外子会社の取扱い

2008年4月1日以降開始する連結会計年度から、日本本社は、中国現地法人に対して、国際財務報告基準などに基づく財務数値の報告を求めることとなります。

3）新企業会計準則

2007年1月1日より、中国上場企業を対象として施行されています。現在任意適用である税効果会計の適用が強制になる点を考慮する必要があります。項目ごとに解説するとともに、現行の中国会計基準、新中国会計基準、国際財務報告基準の比較表を提示しました。

< 質疑応答集 >

Q1： 新企業所得税法が適用された後には経済特区にある意味は？

A1： 立地場所だけでは、優遇措置はなくなります。ハイテク企業と認定されれば、立地場所に関係なく優遇税率15%の適用を受けることとなります。

Q2： 日本本社の連絡事務所に今でも登記されているが？

A2： 登記が認められないのは、外商投資企業の連絡事務所です。日本本社の連絡事務所の登記は現在も認められています。

Q3： 新企業所得税法施行前の既存優遇税制適用の確保として、『配当金の再投資還付』という説明があったが、具体的にどういうことか。

A3： 外商投資企業からの配当を、出資者が配当金を受取らないで、配当を行った企業の増資や別の企業の新規投資に使用すると、原則として、配当を行った企業の実際に納税

した企業所得税の額の 40%を出資者に還付するという制度があります。新企業所得税法では、この制度はなくなる見込ですので、施行前に実施を検討することは、有意義と言えます。

Q4： 1 年未満就労就学の個人は、自家用不動産を購入できないとのことですが、購入時に何かチェックされるでしょうか。

A4： 就業証をチェックされるのではないかと考えられます。

Q5： 新企業所得税法上、適用条件に合致する研究開発費は追加控除できるとのことだが、具体的には？

A5： 新技術、新製品、新工程の開発により生じる研究開発費用と定められているが、具体的には、まだ明らかにされていません。

Q6： 増値税において収益認識基準はどうなっていますか。

A6： 増値税においては、収益認識基準(納税義務発生基準)は現金主義的な考え方が取られています。掛売りの場合は、売上代金もしくは売上代金取立て証の受領時に増値税の納税義務が発生、つまり、その時点で発票が発行されることとなります。一方、企業所得税法では、収益計上のタイミングは基本的に発生主義によることとされ、会計における収益計上のタイミングと合致しています。

Q7： 2 免 3 減の優遇税制の適用を受けている場合、今回の企業所得税見直しによりどのような影響がありますか。

A7： まだ、課税所得が発生していなくても、2008 年 12 月期には適用が開始したものととして計算されます。なお、半減の適用税率は、実施細則等で規定されることとなりますが、現在適用されている税率が基準になると考えられます。

Q8： 新企業所得税法におけるハイテク企業優遇の認可をとるためにはどうしたらよいでしょうか。

A8： 従来のハイテク企業と新企業所得税法におけるハイテク企業概念が同一であるかどうかは明らかにされておりません。認可についても明らかにされておりません。ただ、現行のハイテク企業の認可を持っている企業に対して何らかの優遇が図られる可能性がありますので、現行のハイテク企業の認可を取っておくことをお奨めします。

Q9： 新企業所得税法が東北振興策の優遇税制に与える影響はどうなっていますか。

A9： 東北振興の優遇税制は、主に二つあります。一つは、2004 年 7 月から始まった 8 業種を対象にした固定資産取得にかかる増値税の控除、もう一つは、固定資産の償却年数の短縮です。一点目は、増値税が対象ですので、企業所得税法と関係がありません。二点目は、新企業所得税法(第 32 条)に盛り込まれており、これまで東北三省のみを対象とした措置が、具体的な内容についてはまだ明らかにされていませんが、全国で施行されることになると考えることができます。

Q10： 中国の会計に、「中国会計法」と「税務法」があり、時々矛盾する点があり、どちらを優先すべきか困る時があります。その場合、税務法に従って処理を行っていますが、これでよいのか、今後、統一する方向性などあるのかお聞かせください。

A10： 本来は、会計基準に準拠すべきです。その上で、税務と会計の取扱いが異なる部分については、税務上、加減算すべきです。しかし、日本の上場会社の子会社などで、大手監査法人の監査を受けているような会社では、必ず、会計基準に従って処理することが求められますが、税務局等に提出することのみを主目的としている会社では、めんどろな税務調整は行っていないことが多いのが実態でしょう。具体的には、棚卸資産の評価損の計上や、貸倒引当金の計上は会計上検討が必要ですが、税務上はほとんど認められませんので、検討していないケースが多いでしょう。

Q11： 日本人の個人所得税に関して

1) 従来、日本人でも中国人でも、託児費は課税所得に含めなくてはなりませんでしたが、開発区の税務局から、「2007年度より中国人の託児費は課税所得に含まれないが、日本人の託児費は従来どおり、課税所得に含めなくてはならない。」という通知が来ました。

2) 学費について、子女教育費として免税となりますが、開発区の税務局からは、日本人学校の発票が不合格ということで、免税できないと言われていたのですが、大連市内の税務局では、日本人学校の発票を認め、免税扱いしていると聞いています。それぞれ法律規定を教えてください。

A11： 1) 託児費の免税扱いについて、現在の中国個人所得税関係法律法規には、明確な規定がありません。大連市地税局へ確認した結果、運用上、大連市地税局は託児費について免税扱いをしておりません。

2) 学費について、中国個人所得税の関係規定により、納税者が中国国内で教育を受けた支出証憑を提出できれば、合理的な金額の範囲内で、外国人の子女教育費は免税扱いになります。支出証憑とは、税務局もしくは財政局の監督作成印鑑のある合法的な正式な発票です。

Q12： 開発区では昨年から公積金〔住宅積立金〕(32%)の24%部分は課税所得から控除され、残り8%に対して税金を支払うことになっていますが、大連市内でも同様の政策を実行していますか。

A12： 大連市内では、公積金〔住宅積立金〕の比率は業種によって定められていますが、課税所得から控除されるのが24%であるという点は同じです。

以上